

県産品優先使用に係る特記仕様書

(適用)

第1条 本特記仕様書は、工事請負契約書の特約で規定されている県産品（愛媛県内で産出、生産、製造又は加工された資材をいう。以下同じ。）の優先使用の徹底を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(県産品の優先使用)

第2条 受注者は、工事請負契約書の特約に基づき、工事に使用する資材は、規格、品質、価格等が適当である場合、県産品を優先して使用しなければならない。

(県内業者販売資材の優先使用)

第3条 受注者は、県産品がない場合又は県産品を使用することが困難な場合にあつては、県内の業者（営業所、支店も含む）が販売する資材を優先して使用しなければならない。

(県産品の使用計画等)

第4条 受注者は、工事着手前に提出する施工計画書の「主要資材」（様式1）において、県産品使用の有無等を記載するとともに、県産品を使用できない場合は、別途「県産品未使用理由書」（様式2）を監督員に提出しなければならない。

なお、施工計画書の提出が省略されている工事については、「主要資材」（様式1）に県産品使用の有無等を記載し提出するとともに、県産品を使用できない場合は、別途「県産品未使用理由書」（様式2）に県産品を使用できない理由及び納入業者の名称、住所等を記載し提出しなければならない。

(県産品未使用理由の確認)

第5条 受注者は、「県産品未使用理由書」の監督員の確認において、監督員から請求があつた場合は、確認資料（当該資材を取り扱っていない旨の県内販売業者の証明書、見積書等）を提示しなければならない。

(使用資材の実績報告)

第6条 受注者は、工事完成後又は監督員から指示された場合、「使用資材実績報告書」（様式3）を監督員に提出しなければならない。

(県産品使用実績の確認)

第7条 受注者は、「使用資材実績報告書」の監督員の確認において、監督員から請求があつた場合は、県産品使用率の算定に要した根拠資料（使用資材の金額等）を提示しなければならない。